

厚生労働委員会

委員一覧 (25名)

委員長	鶴保	庸介 (自民)	武見	敬三 (自民)	辻	泰弘 (民主)
理事	阿部	正俊 (自民)	中島	真人 (自民)	森	ゆうこ (民主)
理事	中村	博彦 (自民)	中原	爽 (自民)	柳澤	光美 (民主)
理事	櫻井	充 (民主)	西島	英利 (自民)	山本	孝史 (民主)
理事	津田	弥太郎 (民主)	南野	知恵子 (自民)	山本	保 (公明)
理事	浮島	とも子 (公明)	藤井	基之 (自民)	小池	晃 (共産)
	岸	宏一 (自民)	足立	信也 (民主)	福島	みずほ (社民)
	坂本	由紀子 (自民)	島田	智哉子 (民主)		
	清水	嘉与子 (自民)	下田	敦子 (民主)		(18.10.24 現在)

(1) 審議概観

第165回国会において本委員会に付託された法律案は内閣提出1件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願42種類314件のうち、10種類122件を採択した。

〔法律案の審査〕

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案は、最近の海外における感染症の発生の状況、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、生物テロによる感染症の発生及びまん延を防止する対策を含め、総合的な感染症予防対策を推進するため、病原体等の所持等を規制する制度を創設するとともに、入院、検疫等の措置の対象となる感染症の種類を見直すほか、入院等の措置に際しての患者への説明等の手続に関する規定を設け、あわせて結核の予防等の施策に関する規定を整備する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、政府における生物テロ対策の取組、今後の結核対策の在り方、新型インフルエンザ対策を充実させる必要性、肝炎対策を早期に講ずる必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

10月26日、周産期医療の課題と助産師の活用の必要性、医師の確保対策の在り方、我が国の公的医療保険制度の意義を国民に周知する必要性、保険免責制導入に対する厚生労働大臣の見解、リハビリテーション料の算定日数上限を見直す必要性、児童虐待防止対策の強化の必要性、障害者に対する就労支援の取組強化の必要性、男性の育児休業の取得率向上のための取組、偽装請負及びサービス残業の是正対策を早急に行う必要性、パートタイム労働者の均衡処遇を確保するための法整備の必要性等について

て質疑を行った。続いて、臓器移植に関する件について、柳澤厚生労働大臣から臓器移植の実施状況等について報告を聴取した。

11月2日、移植、医療等に関する件を議題とし、生体間移植に関する法的措置等の必要性、臓器提供の意思表示がある患者の法的脳死判定率を向上させるための対策、骨髄移植患者への金銭的支援の導入に対する厚生労働大臣の見解、代理懐胎に関する法整備の必要性、医療保険におけるリハビリテーション日数制限に伴う受け皿整備状況、がん治療における外来通院医療体制の現状と今後の取組、新生児の終末期医療の在り方について検討を行う必要性、いじめ問題における学校医の在り方とうつ病対策、女性医師バンク制度の設立に向けた準備状況、難病の研究促進と患者の治療費助成を一つの制度で対応することの問題性等について質疑を行った。

11月14日、感染症対策等の現状に関する実情調査のため、国立感染症研究所及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構を視察した。

12月5日、介護、障害者福祉等に関する件を議題とし、介護労働者の労働条件改善について取組を強化する必要性、介護技術講習の今後の方向性、介護福祉士養成施設と福祉系高校の教育内容・教員レベルに係る同等性を確保する必要性、介護福祉士及び社会福祉士の受験資格取得要件となる実務経験について、対象職種を広げる必要性、特別養護老人ホーム等の社会福祉法人の会計処理方法を一元化する必要性、障害者施設入所支援に係る報酬単価を平均障害程度区分に応じて設定することの妥当性、障害程度区分認定に係る全国調査結果を踏まえ判定方法を早期に見直す必要性、教育委員会の法定障害者雇用率の達成状況と率向上に向けた取組強化の必要性、障害者福祉の専門資格を創設する必要性、障害者権利条約に対する厚生労働大臣の評価及び批准に向けた決意等について質疑を行った。

12月12日、都道府県労働局における不正経理等に関する件を議題とし、柳澤厚生労働大臣から都道府県労働局の不正経理等について報告を聴取した。続いて、雇用、年金等に関する件を議題とし、高齢者・障害者の雇用確保及び雇用の地域格差改善に向けた厚生労働大臣の決意、労働分野における規制緩和についての厚生労働大臣の見解、労働時間短縮への取組が後退している懸念、製造業への労働者派遣に対する監督・指導を強化する必要性、一定期間雇用後の雇用申込み義務を定める労働者派遣法の趣旨を徹底させる必要性、請負労働者の実態を把握し対策を講じる必要性、ホワイトカラーエグゼンプションの在り方、被用者年金一元化の今後の方向性、共済年金の職域部分廃止及び新たな仕組み創設への道筋、パート労働者の社会保険適用拡大の見通し等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成18年10月24日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。

○平成18年10月26日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 周産期医療の課題と助産師の活用に関する件、医師の確保対策に関する件、公的医療保険制度の意義と役割に関する件、保険免責制の導入の是非に関する件、児童虐待防止対策の強化に関する件、少子化対策に係る諸施策の推進に関する件、障害者の就労支援等の在り方に関する件、偽装請負及び賃金未払に対する取組に関する件、パートタイム労働者の均衡処遇を確保するための法整備に関する件等について柳澤厚生労働大臣、石田厚生労働副大臣、武見厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕南野知恵子君（自民）、坂本由紀子君（自民）、櫻井充君（民主）、辻泰弘君（民主）、森ゆうこ君（民主）、浮島とも子君（公明）、山本保君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

- 臓器移植に関する件について柳澤厚生労働大臣から報告を聴いた。

○平成18年11月2日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 移植、医療等に関する件について柳澤厚生労働大臣、石田厚生労働副大臣、北川環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕西島英利君（自民）、山本孝史君（民主）、足立信也君（民主）、島田智哉子君（民主）、山本保君（公明）、浮島とも子君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成18年11月28日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案（第164回国会閣法第76号）（衆議院送付）について柳澤厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、石田厚生労働副大臣、武見厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中原爽君（自民）、櫻井充君（民主）、島田智哉子君（民主）、山本孝史君（民主）、浮島とも子君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成18年11月30日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案（第164回国会閣法第76号）（衆議院送付）について柳澤厚生労働大臣、石田厚生労働

副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕 清水嘉与子君（自民）、足立信也君（民主）、津田弥太郎君（民主）、櫻井充君（民主）、山本保君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（第164回国会閣法第76号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 社民

なお、附帯決議を行った。

○平成18年12月5日（火）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○介護、障害者福祉等に関する件について柳澤厚生労働大臣、武見厚生労働副大臣、石田厚生労働副大臣、池坊文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 中村博彦君（自民）、柳澤光美君（民主）、下田敦子君（民主）、津田弥太郎君（民主）、山本保君（公明）、浮島とも子君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成18年12月12日（火）（第7回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○都道府県労働局における不正経理等に関する件について柳澤厚生労働大臣から報告を聴いた後、雇用、年金等に関する件について柳澤厚生労働大臣、武見厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 中島真人君（自民）、辻泰弘君（民主）、柳澤光美君（民主）、津田弥太郎君（民主）、櫻井充君（民主）、下田敦子君（民主）、草川昭三君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成18年12月14日（木）（第8回）

○請願第1号外102件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するもの、第600号外18件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要しないものとそれぞれ審査決定し、第69号外191件を審査した。

○社会保障及び労働問題等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案（第164回国会閣法第76号）

【要旨】

本法律案は、最近の海外における感染症の発生の状況、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、生物テロによる感染症の発生及びまん延を防止する対策を含め、総合的な感

感染症予防対策を推進するため、病原体等の所持等を規制する制度を創設するとともに、入院、検疫等の措置の対象となる感染症の種類を見直すほか、入院等の措置に際しての患者への説明等の手続に関する規定を設け、あわせて結核の予防等の施策に関する規定を整備する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正

一 基本理念

基本理念に、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を目的として国及び地方公共団体が講ずる施策は、国際的動向を踏まえるとともに、人権を尊重しつつ推進されることを加える。

二 定義

1 感染症の類型

- (一) 南米出血熱を一類感染症に追加し、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）を一類感染症から二類感染症に見直す。
- (二) 結核を二類感染症に追加し、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス及びパラチフスを二類感染症から三類感染症に見直す。

2 病原体等の類型

- (一) 「特定病原体等」とは、一種病原体等、二種病原体等、三種病原体等及び四種病原体等をいう。
- (二) 「一種病原体等」とは、痘そうウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス等をいう。
- (三) 「二種病原体等」とは、ペスト菌、ボツリヌス菌、炭疽菌等をいう。
- (四) 「三種病原体等」とは、多剤耐性結核菌、狂犬病ウイルス等をいう。
- (五) 「四種病原体等」とは、腸管出血性大腸菌、コレラ菌、黄熱ウイルス等をいう。

三 医師の届出

厚生労働省令で定める慢性の感染症の患者を治療する医師は、毎年度、その患者の年齢、性別等を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。

四 就業制限及び入院等

- 1 都道府県知事は、一類感染症の患者等に係る届出を受けた場合において、当該感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときに書面により通知し、就業を制限することができる。当該通知をしようとするときは、緊急を要する場合を除き、あらかじめ、感染症の診査に関する協議会の意見を聴かななければならない。
- 2 都道府県知事は、入院等の勧告をする場合には、患者等に対し適切な説明を行い、その理解を得るよう努めるとともに、入院の勧告又は入院の措置をしたときは、遅滞なく、感染症の診査に関する協議会に報告しなければならない。入院の延長の勧告をしようとする場合には、患者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 健康診断、就業制限及び入院等に関する措置は、感染症の発生を予防し、又はそ

のまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならない。

五 結核固有の対策

- 1 事業者、学校等の長は、政令で定める者に対して、政令で定める定期において、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。
- 2 保健所長は、結核登録票を備え、結核患者及び結核回復者に関する事項を記録しなければならない。
- 3 1、2のほか、結核患者の医療、受診義務、病院管理者の届出、精密検査、家庭訪問指導、医師の指示等に関し必要な規定を設ける。

六 特定病原体等

1 一種病原体等

何人も、一種病原体等を所持し、輸入し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。ただし、国又は政令で定める法人であって厚生労働大臣が指定したもの（以下「特定一種病原体等所持者」という。）が、政令で定める特定一種病原体等を厚生労働大臣が指定する施設における試験研究のために所持する場合等を除く。

2 二種病原体等

二種病原体等を所持又は輸入しようとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

3 三種病原体等

三種病原体等を所持又は輸入する者は、所持の開始の日又は輸入の日から7日以内に当該三種病原体等の種類等を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 所持者等の義務

- (イ) 特定一種病原体等所持者及び二種病原体等の所持の許可を受けた者（以下「二種病原体等許可所持者」という。）は、当該病原体等の所持を開始する前に、感染症発生予防規程を作成し、厚生労働大臣に届け出るほか、病原体等取扱主任者を選任する等しなければならない。
- (ロ) 特定一種病原体等所持者、二種病原体等許可所持者及び三種病原体等を所持する者（職務上三種病原体等を所持する従業者を除く。）は、帳簿を備え、病原体等の保管、使用及び滅菌等に関する事項等を記載し、保存しなければならない。

5 立入検査等

厚生労働大臣又は都道府県公安委員会は、特定病原体等所持者等に対し、報告をさせるとともに、当該職員に、事務所等に立ち入り、帳簿等を検査させ、関係者に質問させ、又は特定病原体等によって汚染された物等は無償で収去させることができる。

第二 予防接種法の一部改正

結核を予防接種法の一類疾病に追加する。

第三 検疫法の一部改正

コレラ及び黄熱を検疫感染症から除外する。

第四 施行期日等

- 一 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 二 結核予防法は、廃止する。
- 三 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、国の基本指針については、今回の改正の趣旨を踏まえ、生物テロによる感染症の発生及びまん延を防止する対策を含め、総合的な感染症予防対策を推進する観点から、その策定に向け、速やかに検討を行い、実効性のあるものとする。あわせて、都道府県の予防計画について、基本指針に即して速やかに策定されるよう、都道府県に対し適切な指導を行うこと。
- 二、結核対策については、結核予防法が果たしてきた役割の大きさと未だに結核が主要な感染症である現実とを踏まえ、結核予防法廃止後においても結核対策の一層の充実を図ること。特に、最近の結核の発生動向にかんがみ、発病しやすい高齢者等及び感染を受けやすい医療従事者等に対する対策の強化に努めること。
- 三、地域における結核対策の中核機関である保健所については、その役割が十分果たせるよう体制の強化に努めること。また、結核患者の治療成功率の向上に向けて、医師等に対する結核の標準治療法の一層の周知や研修に取り組むこと。
- 四、感染症診査協議会については、結核がその診査対象になること及び感染症患者の人権を一層尊重するために同協議会の役割が増大することにかんがみ、各地域において同協議会が十分な機能を果たせるよう、必要な支援策を講ずること。
- 五、慢性の感染症に係る医師の届出に関する省令の策定及び運用に当たっては、患者に対する差別、偏見につながることをないよう、人権を十分尊重すること。また、収集された感染症情報が患者の治療等に真に役立つよう、実態を適切に把握し、これを感染症施策の展開に反映させるとともに、感染症のまん延を防止する対策を講ずること。
- 六、病原体等の所持等に関する情報の管理については、厳重な管理システムの構築、取扱基準の策定及び遵守を徹底することにより、万が一にも漏出することがないように万全を期すこと。
- 七、病原体等の管理基準等に関する政省令の策定に当たっては、医療機関、検査機関、研究機関等の実態に留意し、遵守可能な合理的なものとする。また、移送に当たっての届出等の手続については、業務に支障が生じないように十分周知するとともに、円滑な窓口業務が実施されるよう留意すること。
- 八、生物テロの発生や災害等により病原体等が流出したケースを想定した緊急対応マニュアルを示し、保健所その他の関係機関が住民の健康を守るために迅速かつ的確な対応がとれるよう、その周知を図るとともに、実地訓練の実施を促進すること。

- 九、感染症に関する研究を推進し、一類感染症等の国内発生や生物テロなどの緊急時に備えるため、周辺への安全配慮の下、P4施設を確保し、稼働させること。
- 十、新型インフルエンザの発生に備え、実効性のある計画を策定し、国と地方との連携等について訓練を実施するなど国内における初動態勢の確保に努めるとともに、その流行の拡大に備え、医療機関等で使用するマスクや消毒薬等が十分確保されるよう、必要な対策を講ずること。また、新型インフルエンザが発生する危険性が高いとされる東南アジア地域の各国と緊密な情報交換を行うとともに、保健医療分野における支援を含め協力関係を更に推進すること。
- 十一、感染症のワクチン、新薬等の研究・開発については、国による支援の強化を図り、その一層の促進に努めること。特に、新型インフルエンザワクチンについては、その緊急性にかんがみ、早急な開発・製造を可能とする体制整備を進めること。
- 十二、感染症は過去の疾病ではなく、日常的な疾病であることから、医師をはじめとする医療関係者に対し定期的に研修を実施し、診断、治療、感染予防等の知識の普及に努めるとともに、指定医療機関における感染症専門医等の確保など医療機関の体制整備を図ること。また、感染症専門医、研究者の養成のため、海外への派遣研修などの事業を更に充実させること。あわせて、その際に必要な財政支援措置を講ずること。
- 十三、感染症指定医療機関への感染症患者等の搬送については、その体制を更に整備するため、必要な対策を推進すること。
- 十四、院内感染対策については、安心かつ安全な医療を確保するため、その充実を図るとともに、相談体制の整備に努めること。また、医療従事者等に対して、ワクチンで予防できる疾患に対する予防接種が行われるよう配慮すること。
- 十五、肝炎対策については、検査体制の強化、診療体制の整備、有効性の高い治療法の確保方策、研究開発の推進、普及啓発・相談指導等、総合的な対策のより一層の充実を図ること。
- 十六、感染症に対する理解の促進及び感染症のまん延防止のため、国民に対し、感染症に関する知識の普及及び啓発を十分に行うこと。特に、性感染症については、若年層に対し、その予防教育を含めた正しい知識の普及に努めること。
- 十七、地球規模化する感染症問題については、海外の事例の収集、分析等を踏まえ、新感染症等への速やかな対応が可能となるよう研究機関の体制整備等を図るとともに、海外における患者情報の把握及び発生源対策が重要であることにかんがみ、WHO、二国間協議等を通じた国際医療協力の一層の推進を図ること。
- 右決議する。